

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月
② 昭和51年1月から52年3月まで

私は、ねんきん特別便が届き、A社会保険事務所(当時)に相談に行って初めて私の国民年金保険料が16か月間未納になっていることを知った。私は、昭和36年に国民年金に加入して以来、間違いなく保険料を納めてきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、国民年金加入期間においては、申立期間と申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、複数回ある種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①については、i) 申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)により、昭和36年度の納付期間が当初12か月納付と記録されていたものが、11か月納付と訂正されていることが確認できるが、当時は3か月ごとの納付であることから、申立人が1か月のみ未納とすることは不自然であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号と連番で、申立期間当時、一緒に納付したとみられる申立人の元夫は、申立期間①は納付済みであることから、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立期間②については、申立人の特殊台帳により、昭和50年度から52年度までは過年度納付書が送付されていることが推認される上、52年度については過年度納付により納付済みとなっていることが確認できることから、申立期間②のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料は

過年度納付されたものと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、特殊台帳上の申立人の住所が申立人の居住地ではなく、この当時の申立人の職場近辺と誤って登録されていたことから、当該期間の過年度納付書がいったん送付されたものの、申立人には届かず、返戻されている記録があり、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月及び 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 11 月まで

昭和 41 年 4 月ごろに夫婦一緒に国民年金に加入して以降、60 歳までの国民年金加入期間において、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を未納無く納付してきた。

私は、申立期間当時は季節労働者であったため、厚生年金保険被保険者以外の期間は必ず妻が A 町役場で国民年金保険料を納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立人の妻と一緒に昭和 41 年 4 月ごろに国民年金に加入したとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は、同手帳記号番号の前後の記号番号のオンライン記録から同年同月ごろと推定される上、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、60 歳に達するまでの国民年金加入期間において保険料の未納が無く、数度にわたる厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていることから、その妻の国民年金保険料に対する納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間①は、4 か月と短期間である上、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意識が高かったその妻が、申立人の当該期間に係る保険料のみを納付していなかったものとは考え難い。

加えて、申立期間②についても、8 か月と短期間であるほか、当該期間の前

後の期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1608

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から39年3月まで

私は、夫が会社を退職した昭和37年12月ごろに、夫婦一緒にA市の国民年金B会を通じて国民年金に加入し、申立期間の保険料を集金により定期的に納付していた。

夫の国民年金保険料が納付済みである昭和37年12月から38年2月までを含め、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺の国民年金被保険者の加入状況調査等から、昭和37年12月から38年2月ごろに払い出されたことが確認でき、そのころに申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、納付日を確認できる昭和41年度の国民年金保険料は、同一月に申立人夫婦一緒に納付しているほか、申立人夫婦は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、48年4月以降についてはおおむね夫婦一緒に前納していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる上、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、A市では、申立期間当時、国民年金B会が国民年金の加入に係る取次ぎ、及び保険料の収納を行っていたことが確認できることから、国民年金B会を通じて申立人夫婦二人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の主張は信ぴょう性がみられる。

加えて、申立期間のうち、昭和37年12月から38年2月までの期間については、申立人の夫は国民年金保険料の納付済期間であり、申立期間は17か月と短期間であることから、夫婦一緒に納付していたとする申立人についても、

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月
② 昭和38年3月から39年3月まで

私が会社を退職した昭和37年12月ごろに、私の妻が、夫婦一緒にA市の国民年金B会を通じて国民年金に加入し、妻の国民年金保険料と併せて申立期間の保険料を集金により定期的に納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺の国民年金被保険者の加入状況調査等により、昭和37年11月又は同年12月に払い出されたことが確認できることから、そのころに、申立人の妻は、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人夫婦は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、昭和48年4月以降については夫婦共におおむね前納していることから、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、A市では、申立期間当時、国民年金B会が国民年金の加入に係る取次ぎ、及び保険料の収納を行っていたことが確認できることから、国民年金B会を通じて夫婦二人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の主張は信ぴょう性がみられる。

2 申立期間②は、13か月と短期間である上、申立期間②の前後は国民年金保険料の納付済期間である。

また、申立人が厚生年金保険被保険者期間である申立期間①について、i) A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、国民年金の被保険

者資格取得日の変更（昭和37年11月1日から同年12月1日へ変更）処理が行われた平成4年7月までの期間は、国民年金の加入期間であったことが確認できること、ii）A市の国民年金被保険者名簿では国民年金保険料の納付済期間とされていること、iii）申立人は、「申立期間①の国民年金保険料を納付したが、その還付金を受け取った記憶は無い。」と述べているところ、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「本来還付すべき期間であるが、還付処理を行っていない。」と回答していることから、申立人の妻は申立期間①の申立人の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①については、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明かであることから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの期間、43年12月から44年6月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和43年12月から44年6月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

昭和38年10月から40年9月までの国民年金保険料の領収書が見つかったので調べたところ、第1回特例納付の期間に特例納付した際のものであることが分かった。亡くなった夫の国民年金保険料が、36年4月以降すべて納付済みになっているので、未納とされている私の申立期間①及び②の保険料も特例納付期間に納付したはずである。

また、申立期間③については、国民年金保険料領収証書がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出時期は、周辺の国民年金被保険者の状況調査により、申立人については昭和46年6月ごろ、及びその夫については厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月から同年5月ごろと推認でき、申立人及びその夫は、そのころに第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで実施）により国民年金保険料を^{さかのぼ}って納付できることを知り、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は、夫婦共に国民年金保険料を納付していたとする上、申立人が所持する領収証書から昭和38年10月から40年9月までの保険料を第1回特例納付により納付していることが確認できるところ、申立人の夫についても、特殊台帳により、36年4月から同年12月までの期間、38年5月から同年12

月までの期間、41年8月から42年5月までの期間及び44年12月から45年3月までの期間の保険料を第1回特例納付で納付していることが確認できることから、申立期間①及び②の保険料について、申立人の保険料のみが第1回特例納付で納付されなかったものとは考え難い。

さらに、国民年金保険料の特例納付は、先に経過した期間から順次保険料を納付するものとされているが、特殊台帳により、申立人は、昭和36年4月1日に遡^{さかのぼ}って国民年金被保険者資格を取得しているにもかかわらず、先に経過している期間を残したまま、上述のとおり、38年10月から40年9月までの国民年金保険料が46年10月26日に特例納付されていることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③の国民年金保険料については、申立人が所持する当該期間に係る国民年金保険料領収証書より、保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から54年3月まで
② 昭和54年7月から同年9月まで

私は、昭和45年7月に国民年金に任意加入し、46年6月にA町からB市に転居した後も国民年金保険料を納付していた。国民年金保険料は、同市から送付されて来た納付書により、私が郵便局等で納付し、領収書も受領した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和54年4月以降、当該期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、B市が保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードにより、同年10月から口座振替により遅延なく国民年金保険料を納付していることが確認できるなど、申立人の保険料納付意識が高かったものと推認できるほか、当該期間及びその前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化はなく、保険料を納付することが困難な状況にあった事情も見当たらない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和56年6月の国民年金保険料が同年10月21日に還付決定されていることが確認でき、還付決定時に納付可能な未納期間がある場合には、還付に先立ち充当処理されることとなるが、特殊台帳及びオンライン記録において、充当処理の記録が確認できないことから、この時点で申立期間②の保険料は納付済みであったものと推認できる。

一方、申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を定期的に郵便局等で納付していたと述べるのみで、申立期間に係る納付時期及び納付金額等の記憶が無い上、申立期間①前の昭和51年1月から同年3月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の保険料が申立期間中の52年11月に過年度納付されていることが確認できるが、申立人は、過去にさかのぼって保険料をまとめて納付した記憶も無いなど、当時の状況が不明である。

また、B市が保管する国民年金被保険者名簿兼検認カードでは、申立期間①のうち、昭和53年度欄の記録がなく、同市では、この当時、国民年金保険料の納付が一度もない年度については、データ自体が無い（空欄）としていること、及び特殊台帳並びにオンライン記録共に当該期間は未納とされており、同市の記録と合致することからも、定期的に保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）がなく、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月2日から57年10月1日まで
昭和54年4月から63年6月まで、A社B営業所でC作業員として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が第1種被保険者となっている。

申立期間当時はC作業部に所属し、昭和63年6月に退職するまでC作業員として勤務していたことから、申立期間について、C作業員(第3種被保険者)として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、連絡の取れた同僚二人及びオンライン記録においてA社B営業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人は、「申立人は申立期間にC作業員として勤務していた。」と供述している上、同社の申立期間当時の取締役二人及びオンライン記録により同社の本社で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚一人は、「当社のB営業所ではC作業のみを行い、D作業員はいなかった。」と供述しており、このうちの二人は、「所長を含め事務的な仕事もしていた男性社員が二人から三人いたが、申立人ではなかった。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、同社においてC作業に従事していたものと認められる。

また、オンライン記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険被保険

者記録が確認できるのは、申立人を含め 259 人（女性を除く。）いるが、当該期間中に第 1 種被保険者記録が確認できるのは、申立人を除くと 2 人しかおらず、他はすべて第 3 種被保険者であることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る申立人及び申立人が名前を挙げた同僚 5 人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間における標準報酬等級の記録は、前述の第 3 種被保険者であった同僚 5 人とおおむね同等又はそれ以上の等級で推移していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険第 3 種被保険者であったと認められるとともに、厚生年金保険第 3 種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和 63 年 10 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していること、また、本社である A 社も平成 19 年 3 月 31 日に解散している上、当時の代表取締役も関連資料が残っていないために不明と供述していることから確認できないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に厚生年金保険第 3 種被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 4 月から 57 年 9 月までの厚生年金保険第 3 種被保険者としての厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険第 3 種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 2276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月13日

平成7年2月11日から19年7月31日までA社に勤務したが、賞与明細書のとおり、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は平成19年7月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、当該事業所から提出された申立期間に係る賃金台帳における賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額により、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと、及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 2277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成3年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月26日から同年5月23日まで

平成3年4月26日から16年3月31日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及びA社が保管する社員名簿により、申立人が当該事業所に平成3年4月26日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時から総務事務を担当している者は、「私が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を行ったが、その際、被保険者資格取得日を平成3年4月26日とすべきところを誤って届出日の同年5月23日と記入して届け出た。」と供述していること、当該事業所では、申立人に係る同保険の被保険者資格取得日の届出誤りを認めるとともに、申立人に係る同年4月分の厚生年金保険料を同年5月支給の給与から控除したと回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成3年5月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付する義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月31日から同年4月1日まで
② 平成4年3月31日から同年4月1日まで

申立期間①については、B社における退職日が昭和63年3月31日なので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

申立期間②については、A社における退職日が平成4年3月31日なので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社から提出のあった申立人の退職願、給与支給明細書及び申立人が名前を挙げた同僚の供述により、申立人が平成4年3月31日まで同社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成4年2月の社会保険事務所(当時)の記録及び給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管していた会社独自の社会保険綴り及びC厚生年金基金の加入記録における資格喪失日が共に平成4年3月31日となっていることから、事業主が当該日を厚生年金保険被保険者資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る4年3月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、B社の当時の代表取締役等に照会したところ、「当時の給与支給は、当月25日締め、当月末払いであり、社員の入退社は給与支給を前提としていたので、申立人の退社日についても昭和63年3月25日としたと思われるが当時の書類は残っておらず、担当者も既に亡くなっていることから、申立てどおりに届出を行ったか否かは不明である。」と述べており、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち生存及び所在が確認できた者7人の合計9人に照会したところ、回答が得られた5人全員が、「申立人とは一緒に勤務していた。」と述べているものの、申立人の退職日及び申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所において、申立期間①及びその前後3年間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は、申立人を含め10人確認できるが、1日付けの資格喪失者は一人もいないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和32年10月1日、同資格喪失日に係る記録を34年5月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を32年10月から33年9月までは6,000円、同年10月から34年4月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から34年5月1日まで
② 昭和35年12月1日から37年4月1日まで
③ 昭和38年1月から同年8月1日まで

申立期間①は、高等学校を中退してA社に入社し、C職の見習いとして勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D市E区（当時）にあったF商業施設にG作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、F商業施設は有名な店であり、同市H区にも店舗があったため、厚生年金保険にも加入しているはずである。

申立期間③は、D市H区にあったI商業施設にG作業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、I商業施設は従業員もたくさんいたので、厚生年金保険にも加入しているはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) 申立人のA社に入社した経緯及び退社した経緯に係る供述が具体的であること、ii) 申立人が同社で一緒に勤務していた

とする同僚のうち、申立人と同様にC部に所属していたと供述する一人が、「申立人は、昭和32年10月から34年4月まで、A社にC職見習いとして勤務していた。」と供述していること、iii) 前述の同僚、及びオンライン記録により、申立期間①当時、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、いずれも、「当時、申立人が勤務中の事故で大けがをしたことを記憶している。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間①において同社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人については、いずれも、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者11人に照会したところ、回答があった9人のうちC部に所属していたと供述する4人については、当該事業所の被保険者名簿によると、いずれも自身が記憶する勤務期間において継続して同保険の被保険者であったことが確認できる上、このうち一人については、「私は、採用時には申立人と同様にC職の見習いであった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、C職見習いとして採用した者についても、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えるのが妥当である。

加えて、上述の厚生年金保険被保険者9人のうち、当該事業所全体の当時の従業員数に係る供述があった3人は、それぞれ、50人、60人から70人、120人の従業員が勤務していたと供述しており、いずれも「従業員はすべて常用雇用者で、臨時職員等はいなかった。」と供述しているところ、当該事業所の被保険者名簿によると、申立期間①を含む昭和32年4月から35年3月までの期間の厚生年金保険被保険者数は85人から119人であったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、従業員のほぼすべてを同保険に加入させていたものと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢の同僚のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、昭和32年10月から33年9月までは6,000円、同年10月から34年4月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①に係る被保険者

名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年10月から34年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、事業所名簿によると、D市E区(当時)又は同市H区に所在したF商業施設が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、商業登記簿謄本の記録においても、F商業施設という名称の会社が当該地域に存在していたことは確認できない。

また、D市J局に照会したところ、「廃業後3年以上経過した事業所については、営業許可関連資料を廃棄済みのため不明である。」と回答しているほか、K同業組合に照会したものの、「F商業施設が当組合の組合員であった形跡は無く、古くから理事を務める者にも確認してみたものの、同店の情報は得られなかった。」と回答しており、当該事業所に係る情報は得られなかった。

さらに、申立人は当該事業所の事業主の氏名を記憶していないほか、申立人が当該事業所のL職であったとする者についても、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、これらの者から申立人の勤務状況及び当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできず、ほかに申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、事業所名簿によると、D市H区に所在したI商業施設が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、商業登記においても、I商業施設という名称の会社が当該地域に存在していたことは確認できない。

また、D市J局に照会したところ、「廃業後3年以上経過した事業所については、営業許可関連資料を廃棄済みのため不明である。」と回答しているほか、K同業組合に照会したものの、「I商業施設が当組合の組合員であった形跡は無く、古くから理事を務める者にも確認してみたものの、同施設の情報は得られなかった。」と回答しており、当該事業所に係る情報は得られなかった。

さらに、申立人は当該事業所の事業主や一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況及び当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできず、ほかに申立人が当該事

業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 申立期間②及び③について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が実際に支払われた金額より低額であることが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する賞与支払明細書により、申立人は、平成16年12月10日にA社から賞与(61万5,680円)の支払いを受け、厚生年金保険料(4万1,759円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の厚生年金保険料控除額(4万1,759円)については、賞与額に基づく標準賞与額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率(1,000分の69.67)を乗じて求められる金額(4万2,847円)とは合致せず、当該標準賞与額に平成16年10月に改定される以前の同保険料率(1,000分の67.9)を乗じて求められる金額と合致することが確認できることから、事業主が、申立期間の厚生年金保険料控除額を算出するに当たって、適用すべき保険料率を誤つ

たものと考えられ、この結果、当該厚生年金保険料控除額（4万1,759円）に見合う標準賞与額は、当該賞与額に見合う標準賞与額よりも低額の60万円となっている。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書における厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間の賞与額について総支給額に基づいて届出を行うべきところ、社会保険料等を控除した後の支給額に基づいて届出を行った。」と供述している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間における標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和19年6月15日、同資格喪失日は23年9月11日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年6月から21年3月までは30円、同年4月及び同年5月は150円、同年6月から22年5月までは330円、同年6月から23年7月までは500円、同年8月及び同年9月は2,100円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月15日から23年9月11日まで
昭和19年4月にA社に入社し、同年6月15日に正社員となり、23年9月まで同社のB工場でC業務に従事した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同姓同名で、性別が一致し、生年月日の年号のみ相違している者（申立人の年号は「昭和」、同名簿の年号は「大正」）が、A社において、昭和19年6月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、この申立人と同姓同名の者の生年月日の年号は、厚生年金保険台帳記号番号払出簿及び書換え前の被保険者名簿においては、申立人と同じ「昭和」となっている上、この者の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び同喪失日は、A社の人事記録にある申立人の入社日及び退職日と一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年9月11日に同資格を喪失した旨の届

出を社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社における被保険者名簿の記録から、昭和19年6月から21年3月までは30円、同年4月から同年5月までは150円、同年6月から22年5月までは330円、同年6月から23年7月までは500円、同年8月及び同年9月は2,100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月2日から3年10月1日まで
平成2年10月2日から9年4月1日までA社にB業務担当の取締役として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた役員報酬よりも低額となっていた。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している預金通帳から、申立人が申立期間当時、A社からその主張する53万円の標準報酬月額（当時の最高等級）に相当する役員報酬を受けていたことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間前後の標準報酬月額は、いずれも当時の最高等級であることが確認できる。

また、C厚生年金基金が保管する申立人の加入員記録原簿によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、53万円であることが確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の経理担当者からは、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格取得届の様式は、複写式の用紙を使用しており、C厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所（当時）に届け出た。」と供述している上、C厚生年金基金においても、複写式の届出用紙を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額（53万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年2月1日まで
② 昭和37年5月1日から同年8月1日まで

昭和36年8月に、C市でA社D事業所の所長と面談し、E作業員として1年以上勤務することを条件に採用され、会社からF市行きの旅費を負担してもらいD事業所で働いたが、厚生年金保険の加入記録が37年2月1日から同年5月1日までになっている。

昭和36年8月から37年8月までは勤務したので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出したG省H局I部長名(当時)で交付された「有資格者証明書」及びJ社の「A社指定*労働者証明書」並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び②において、J社の下請けをしていたA社B支店D事業所に継続して勤務していたことが認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和37年5月1日にA社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、38年1月1日に同支店D事業所で被保険者資格を取得した一人は、「この間も厚生年金保険料が給与から控除されていた。」と供述しており、同支店D事業所で給与計算事務を担当していた者は、「D事業所が厚生年金保険適用事業所に該当するまでの間は、同社のB支店が社会保険の事務手続を行っており、

B支店で既に厚生年金保険の加入資格を得た者は、D事業所が昭和38年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当するまでの間も引き続き厚生年金保険料を控除していた。」と供述している上、オンライン記録により、申立人は、申立期間②の前の昭和37年2月1日からA社B支店で厚生年金保険に加入していることが認められ、申立期間②において、同支店D事業所でのE作業員としての業務内容及び勤務形態が変わった事情も見当たらないことを踏まえると、申立人が申立期間②において、厚生年金保険に加入していたものと考えることが妥当である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、A社B支店に係る申立人の昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は、K社と合併してL社となっているが、合併後のL社は、「申立人が社員であることが確認できる資料が無く、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①について、オンライン記録により、申立期間①当時、A社B支店D事業所で給与計算事務を担当していた者は、「E作業員はすぐに辞めるので、試用期間があった。試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人の厚生年金保険に加入前の期間は試用期間であると思われる。」と供述している。

また、オンライン記録により申立期間①当時に当該事業所での勤務が確認できる二人の同僚のうち、一人は昭和30年ごろから、他の一人は32年ごろから当該事業所に勤務したと供述しているが、オンライン記録によると、二人の厚生年金保険被保険者資格取得日は34年2月1日になっており、同社B支店では、入社後一定期間経過後厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間①の被保険者資格取得者の中には申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番は認められないことから、申立期間①に係る申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から同年7月1日まで

昭和50年6月にC社からグループ会社であるA社に転籍を命じられ、給与その他の待遇も同じということで転籍した。「ねんきん特別便」の通知では申立期間が国民年金の未納期間になっているが、申立期間は厚生年金保険に加入しており、給料支払明細書（写し）も所持しているので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書（写し）、C社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、i) 申立人が名前を挙げた同僚が「申立人は、申立期間において空白期間なく勤務していた。」と供述し、申立人が「転籍の際、両社で給与その他の待遇も同じであった。」と供述していること、ii) C社提出の給与台帳では、昭和50年5月分の給与明細には申立人の名前が認められるものの、同年6月分の給与明細では申立人の名前が認められないこと、iii) 上記給与台帳の申立人の同年5月分の総支給額は、申立人が提出した給料支払明細書（写し）の同年5月分及び同年6月分の総支給額と一致していることか

ら判断すると、申立人はC社で昭和50年5月末まで勤務し、A社に転籍したと考えられ、50年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年6月の給料支払明細書（写し）の厚生年金保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 1612

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、昭和59年3月に学校を卒業後、1年間無職であった。その間は国民年金に加入していないが、翌年からA県内で就職し、収入も得られるようになったので、働きながら無職であった期間の国民年金保険料を1年分追納した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年4月ごろB県C市から払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の主張どおりA県在住期間に国民年金保険料を納付していたとすれば、申立人の国民年金手帳記号番号はA県D町から払い出されなければ納付することはできないが、同町で手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の申立期間当時の記憶はあいまいで、国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1613（事案 382 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年1月まで

私は、昭和60年4月にA市B支所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、納付書により保険料を納付していたが、申立期間の納付事実が確認できないため、申立てを行ったが記録訂正はされなかった。

しかし、平成12年にA社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録の確認を行った際、同姓同名の記録があること、B支所で不正があったことを聞いていたこと、加入手続をB支所で行ったこと、B支所又は金融機関で保険料を納付していたこと、C町に国民年金手帳を預けたこと等を覚えているので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の記憶はあいまいで加入手続及び保険料納付状況が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、平成12年にA社会保険事務所で納付記録の確認を行った際、同姓同名の記録があること、及びB支所での不正があったことを聞いたと述べているが、その事実は確認できない。その上、申立人は2冊所持していた国民年金手帳のうち1冊は統合のため、C町に返還したと述べているが、C町では、基礎年金番号制度発足（平成9年）以前に、国民年金手帳を1冊に統合する業務は行っていないとしているほか、申立人が現在所持している国民年金手帳は、昭和62年6月にC町で新規に発行されたものと推認できることから、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成3年3月まで

私の国民年金については、私が大学生であった20歳の時に、私の母親が加入手続と国民年金保険料の納付をしてきていたことを20歳のころから聞いて知っていた。

会社に就職する時に、母親から申立期間に係る国民年金手帳と国民年金保険料の領収書を受け取り、保管していたが、基礎年金番号制度が導入される時に送られて来た書類で国民年金の番号等を確認し、国民年金の記録が基礎年金番号で一元管理されたものと判断したので、当該手帳と領収書は廃棄してしまった。

妹二人の分も、私と同様に、母親が国民年金保険料を納付して、その記録があるのに、私だけ申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の国民年金の任意加入手続を申立人が20歳のころにA市役所で行ったとしているが、申立人は、昭和61年5月から平成3年3月下旬までB市に居住しており、同期間はB市に住民登録されていたことが戸籍の附票で確認できることから、申立期間のうち昭和62年10月から平成3年2月までの期間は、A市において加入手続を行うことはできない。

また、B市によると、同市の申立人の住民基本台帳における国民年金に係る事項を確認したところ、国民年金に関する事項の記載が無いほか、申立人は同市で国民年金の加入手続をしていないと回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い

出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの期間及び53年4月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から52年3月まで
② 昭和53年4月から58年9月まで

私は、昭和49年4月ごろに妻から集金人に国民年金加入の話をされたことを聞いたが、当時、保険料を払える状況になかったので、A市B区役所に電話して私たち夫婦の免除申請をお願いした。申立期間については、私が毎年、免除申請手続をしたので、妻が免除になっているのに、私だけが国民年金に未加入で保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月ごろに申立人の妻から国民年金加入の話を聞き、A市B区役所に電話して申立人及びその妻の国民年金保険料の免除申請を行ったとしているが、申立人は既に死亡している上、申立人の妻は、当該免除申請手続に関与していないことから、当時の加入手続及び免除申請手続等の状況は不明である。

また、申立人は、これまでに国民年金手帳の交付を受けたことは無いとしている上、A市が保管する昭和50年度から58年度までの各国民年金被保険者名簿に申立人の記録は無く、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿においても手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認でき、国民年金保険料の免除申請はできなかったものと考えられる。

さらに、A市の提出資料により、国民年金保険料の免除申請について、申立期間当時、郵送で申請書を送付するなど、免除勧奨を行っていたが、同一世帯であっても、被保険者資格を取得していない場合等には、夫婦どちらか一方だ

けの申請・承認例はあったことが確認できることから、当時、国民年金に未加入であった申立人が、申立人の妻の免除申請だけを行ったとしても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年6月まで

私は、昭和49年11月に婚姻した後、A市役所で国民年金の加入手続をした。この時に国民年金保険料は過去2年間さかのぼって納付できることを聞いたので、保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月の婚姻後、A市役所で申立人自身の国民年金の加入手続を行い、この時に国民年金保険料を過去2年間さかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者名簿台帳管理簿（払出簿）により、51年9月24日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人は、払出時点で発行されたとみられる国民年金手帳を所持しているだけで、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、その際、厚生年金保険被保険者の資格喪失日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人は、自身の国民年金加入手続後に、過去2年間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているほか、申立人の夫は、申立人が婚姻後に夫婦の国民年金の加入手続を行った後、夫婦二人分の保険料も納付していた記憶があると主張しているところ、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間直後の昭和49年7月から51年3月までの保険料を51年9月から52年12月までにかけて過年度納付していることが確認できる上、納付年月日が夫婦同一であることから、夫婦の供述どおり、夫婦二人の国民年金加入手続を行った後、納付可能な期間のみの保険料を

さかのぼって納付し、申立期間は時効により保険料を納付できなかったものと推認できるほか、申立人は、加入手続当時に過年度納付した記憶があるとしているだけで、ほかに保険料をさかのぼって納付したことはないと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1617

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年9月まで
私の母親は、真面目な性格で金銭的にもしっかりしていたことから、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続をし、婚姻するまでの国民年金保険料も納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の母親が行ってくれたとしているが、その母親は既に死亡している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿（払出簿）及び申立人の前後の手帳記号番号を持つ任意加入者の資格取得状況から、昭和51年11月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人は、払出時点で発行されたとみられる三制度共通の年金手帳のほかに交付を受けた記憶がなく、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、この時点で申立人は20歳到達時の46年*月*日にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認できる。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間直後の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料が51年11月9日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の母親は、申立人の加入手続を行った時に納付可能な保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然であり、申立期間については、時効により保険料を納付できない期間であったものと推認できる。

加えて、申立人は、「妹（申立人）が20歳になったら、妹を国民年金に加入させると母親が言っていた。」と申立人の姉から聞いたとしているが、申立人の姉からは、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する具体的な供述が得られない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 2 日から 28 年 3 月 4 日まで
② 昭和 28 年 3 月 5 日から 29 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 10 月から 35 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 25 年 4 月 2 日から 28 年 3 月 4 日まで A 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②について、昭和 28 年 3 月 5 日から 30 年 5 月 11 日まで B 社に勤務したが、そのうち 28 年 3 月 5 日から 29 年 6 月 1 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③について、昭和 33 年 10 月から 35 年 4 月末まで C 社に勤務したが、そのうち 33 年 10 月から 35 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると昭和 39 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により 49 年 10 月 1 日に解散していることが確認でき、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

なお、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 25 年 7 月 1 日に厚

生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち25年4月2日から同年6月30日までは同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時に当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者のうち連絡先が判明した14人に照会したところ、9人から回答を得られたが、うち8人は申立人を記憶しておらず、唯一申立人を記憶していた一人も「申立人の勤務期間については分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態に関する具体的な供述は得られない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿によると、前述した同僚9人のうち申立人と同職種であった者は7人で、うち4人は、自身が記憶している入社時期から11か月から2年程度経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、そのうち3人は、「入社当時は、会社から健康保険証はもらっていない。しばらくしてから厚生年金保険と健康保険に加入し、健康保険証をもらった。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所は、従業員の入社時から一律に厚生年金保険に加入させず、職種、身分等何らかの基準により従業員ごとに加入の判断を行っていたものと考えられる。

加えて、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間②について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②中にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る被保険者名簿によると、当該事業所は昭和29年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、健康保険整理番号1番から69番まで（申立人の整理番号は*番）の69人が同日に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所では、「当時の資料は保存されていないため、申立人に係る状況は不明である。」と回答しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間②当時に当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る被保険者名簿により、

昭和 29 年 6 月 1 日から厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者で連絡先が判明した 6 人に照会したところ、そのうち 4 人は、「当該事業所には、昭和 29 年 6 月 1 日以前から勤務していた。」と供述している上、申立期間における厚生年金保険料の控除についてはいずれも覚えていないとしている。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

- 3 申立期間③について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間③中に C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると昭和 37 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により 43 年 12 月 5 日に解散していることが確認でき、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間③当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

なお、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 34 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③のうち 33 年 10 月から同年 12 月までは、適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間③当時に、当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は既に死亡しているため、当該同僚の弟に照会したところ、「兄は昭和 32 年ごろから D 作業員として勤務していたが、申立人の供述どおり作業中の事故で亡くなった。兄のことを知っているのなら、申立人も当該事業所で勤務していたと思う。」と供述しているものの、当該事業所に係る被保険者名簿により申立期間③当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者のうち連絡先が判明した 14 人に照会したところ、6 人から回答を得られたが、うち 5 人は申立人を記憶しておらず、残りの一人も、「申立人は昭和 33 年 10 月ごろから勤務していたが、いつまで勤務していたか分からない。」と供述しており、いずれも申立人の勤務実態に関する具体的な供述は得られない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿によると、前述した同僚 6 人のうち申立人と同職種であった者は 5 人で、うち 4 人は、自身が記憶している入社時期から、1 年 2 か月から 1 年 5 か月程度経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうち一人は、「厚生年金保険には勤務の途中から加入し、保険料もその時から控除されている。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所は、従業員の入社時から一律に厚生年金保険に加入させず、職種、身分等何らかの基準により従業員ごとに加入の判断を行っていたものと考えられる。

加えて、申立期間③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

4 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 10 月から 40 年 9 月まで

申立期間①及び②については、昭和 32 年から 3 年間、毎年 5 月から 10 月まで、A 市 B 部 C 課の臨時職員として勤務していたが、32 年の 6 か月だけが厚生年金保険の加入記録となっている。

申立期間③は、D 社 A 支店に E 職として勤務していた。

各申立期間について、厚生年金保険に加入していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、複数の同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が A 市 B 部 C 課に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 市 B 部 C 課は昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、A 市 B 局に照会したところ、「当時の届出に関する書類が廃棄済みであるため不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶していた同僚二人及びオンライン記録により、申立期間①及び②に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚 12 人の合計 14 人に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答が得られた 9 人のうち 2 人が、「期間は

特定できないが、申立人は申立期間①及び②において勤務していたと思う。」と供述しているほか、当該9人のうち1人は、「申立期間②については不明であるが、私が勤務していた申立期間①については、申立人も勤務していた。」と供述しているものの、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について、確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①及び②に係る申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間③について、複数の同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がD社A支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成20年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、商業登記簿謄本により、同社が商号変更したF社に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶していた同僚5人及びオンライン記録により、申立期間③に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格取得が確認できる7人の合計12人に対して、申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、回答が得られた7人のうち2人は「D社では、入社から一定の試用期間が設けられていて、この期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、4人は、自身が記憶している入社年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日とが異なっており、中には最大で37か月相違していることがオンライン記録により確認できることから、当該事業所では、試用期間は厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間③に係る申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

- 3 その上、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 15 日から 23 年 4 月 1 日まで
A社における厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については加入記録が無い。
しかし、申立期間当時、A社B支部で勤務していたので、厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA社の辞令により、申立人は、申立期間において当該事業所のB支部に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 21 年 7 月 1 日であることが確認できることから、当該事業所は申立期間のうち 21 年 6 月 15 日から同年 6 月 30 日までは同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、A社に照会したところ、「当時の書類は昭和 22 年 6 月 30 日から 25 年 12 月 31 日までの辞令簿のみが保存されているが、当該資料では採用日、退職日が確認できない。」との回答があり、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であり、かつ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 21 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した者のうち、生存及び連絡先が判明した 11 人に照会したところ、いずれも当該事業所の本部に勤務していたと回

答しており、このうち6人が申立人のことを記憶していたが、申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

加えて、当該事業所の被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であり、かつ、申立人の同資格取得日である昭和23年4月1日に同資格を取得している者のうち生存及び連絡先が判明した5人に資格取得時の勤務場所及び採用時期を照会したところ、4人が当該事業所の支部に勤務し、資格取得日の約1年5か月から3年前に採用されていると供述しており、また一人は当該事業所の本部に勤務し、資格取得日と同じ日に採用されていると供述しており、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の加入の取扱いに本部勤務者と支部勤務者とでは差異があったことが考えられる。

その上、被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の名前は記載されていないほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、資格取得日が昭和23年4月1日と記録されている上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 9 日から 41 年 10 月 17 日まで
② 昭和 42 年 2 月 6 日から同年 9 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間①についてはA社B事業所を退職後に、また、申立期間②及び③についてはC社を退職後に、それぞれ脱退手当金を受給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの2回にわたり支給済みと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されたとは考え難い。

また、申立期間①と申立期間②及び③の期間共に、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月以内に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、すべての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2289

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 8 月 1 日まで

昭和 28 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、29 年 8 月 1 日になっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する入退社処理簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 29 年 8 月 1 日、同資格喪失日は 38 年 4 月 28 日と記録されており、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

また、当該事業所に照会したところ、「入退社処理簿により、申立人が昭和 29 年 8 月 1 日から 38 年 4 月 28 日までの期間勤務していたことは確認できるが、申立期間における申立人の記録は無く、当社は申立人の申立てに係る厚生年金保険に関する届出を行っておらず、その保険料も納付していない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時に当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 7 人のうち所在が確認できた 6 人に照会したところ、そのうちの 5 人は、「申立人は同社で勤務していたが、入社時期については具体的に覚えていない。」と述べている上、他の一人は、「申立人の名前に記憶はなく、勤務していたか否かは分からない。」と述べており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、当該事業所において昭和 29 年 8 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は申

立人を含め 22 人(前述の同僚一人を除く。)確認でき、そのうち所在が確認できた 9 人に照会したところ、全員から回答を得られたが、そのうちの 5 人(B 業務未経験者二人を含む。)が、「入社当時は見習期間があり、その期間は厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料は控除されていなかった。」と述べている上、当該同僚 9 人のうち 8 人が、それぞれ自身の記憶する入社日から 3 か月以上経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間当時、事業主は従業員ごとに判断し、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月ごろから 39 年 4 月ごろまで
申立期間は、A所有のB船に乗船していたが、船員保険の被保険者としての記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、B船の船舶所有者であったことが確認できる者は既に死亡している上、当該事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人がB船の船長であったとする者は、「私は、昭和 27 年ごろからB船に乗船していたが、船長になったのは35年ごろである。申立人と一緒に乗船したのは、43年11月ごろから44年3月ごろまでのC船に乗船した時の数か月のみと記憶しており、残念ながら、申立期間と一緒に乗船した記憶はない。B船では、いつも乗船する船員のほかに、臨時で短期間、又は時々乗船する者もいた。」と述べている。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において船員保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、所在が確認できた11人(前述の船長であった者を除く。)に照会したところ、回答があった8人のうち4人は、「申立人を知らない。」と述べており、他の4人は申立人を記憶しているものの、このうちの一人(被保険者期間は昭和34年2月1日から35年5月1日まで)は、「B船には2年間ぐらい乗船していたが、申立人とは一緒に乗船していない。」と述べている上、他の3人からも、申立人が、申立期間においてB船に乗船していたことを裏付ける供述を得ることができない。

加えて、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、被保険者証番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 10 日から 48 年 3 月 16 日まで
② 昭和 48 年 12 月 10 日から 49 年 3 月 16 日まで
③ 昭和 50 年 12 月 17 日から 51 年 3 月 9 日まで
④ 昭和 51 年 12 月 17 日から 52 年 3 月 8 日まで
⑤ 昭和 52 年 12 月 16 日から 53 年 3 月 7 日まで
⑥ 昭和 53 年 3 月 14 日から同年 4 月 1 日まで
⑦ 昭和 53 年 12 月 16 日から 54 年 3 月 9 日まで
⑧ 昭和 54 年 12 月 21 日から 55 年 3 月 7 日まで
⑨ 昭和 55 年 12 月 21 日から 56 年 3 月 7 日まで
⑩ 昭和 56 年 12 月 21 日から 57 年 3 月 7 日まで
⑪ 昭和 57 年 12 月 23 日から 58 年 3 月 7 日まで
⑫ 昭和 58 年 12 月 23 日から 59 年 3 月 7 日まで
⑬ 昭和 59 年 12 月 22 日から 60 年 3 月 8 日まで

昭和 47 年 12 月から平成 11 年 3 月までの冬期間において、毎年、A 市 B 区 C 部に季節雇用の D 作業員として勤務していたが、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する臨時的任用通知書及び辞令書により、申立人が申立期間②から⑥まで、申立期間⑧、⑫及び⑬において季節雇用の D 作業員として A 市 B 区 C 部に勤務していたことは認められるとともに、申立人が同部で一緒に勤務していたとする複数の同僚、及びオンライン記録により、同部で厚生年金保険

の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が申立期間①、⑦及び申立期間⑨から⑪までにおいても同様に同部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A市B区C部に照会したものの、当時の資料は廃棄済みであるため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかつたほか、申立人が当該事業所で社会保険事務を担当していたとする者については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができず、上司で職員であったとする者3人のうち生存及び所在が確認できた一人に照会したものの、「私がA市B区C部に異動し、申立人と一緒に勤務したのは平成4年4月からであるため、各申立期間については分からない。」と供述しており、これらの者から申立人の主張を裏付ける供述は得られなかつた。

また、申立人が当該事業所で季節雇用のD作業員として一緒に勤務していたとする同僚3人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、いずれも、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡が無いほか、オンライン記録によれば、いずれも、各申立期間の全部又は一部において国民年金に加入するとともに、その保険料を納付しているか又は免除申請を行っていることが確認できる上、当該3人のうち、生存及び所在が確認された者2人のうち一人は、「A市B区C部に勤務していた昭和50年12月から58年3月までの期間は、社会保険には加入していなかつた。」と供述しており、これらの者から厚生年金保険に加入していない期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる資料は得られなかつた。

さらに、オンライン記録により、昭和60年12月23日に初めて当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認された者12人に照会したところ、回答があつた9人のうち8人は、いずれも、40年代又は50年代から当該事業所に季節雇用のD作業員等として勤務していたと供述する一方で、60年12月以前の期間において当該事業所で同保険の被保険者であつた形跡が無い上、当該期間において国民年金に加入するとともに、その保険料の全部又は一部を納付しているか、又は免除申請を行っていることが確認できる。当該8人のうち6人は、いずれも「当時、A市B区C部から、昭和60年から季節雇用者も全員社会保険に加入させるとの説明があり、私はこの時から加入した。同部では、59年以前も、毎年12月に国民年金から厚生年金保険への切替手続等に関する説明会を実施しており、厚生年金保険に加入するかどうかは本人の希望に任されていた。」と供述しており、このうち5人は、「この説明会には、季節雇用者は全員出席することになっていたもので、申立人も出席していた。」と供述しているほか、このうち二人は、「私は申立人と同様に、国民年金に加入していたが、A市B区C部による説明会では、国民年金と厚生年金保険には同時に加入できないとの説明があり、いったん厚生年

金保険に切り替えて、3か月程度でまた国民年金に切り替えるのも面倒なので、国民年金に継続して加入していた。」と供述しているとともに、当該5人のうち他の1人は、「説明会では、毎年、国民年金の加入を継続するか厚生年金保険に切り替えるか意思確認が個人ごとに行われており、私は、勤務するたびに切り替える手続が面倒であったのと、厚生年金保険料が国民年金保険料よりもはるかに高かったので、国民年金の方が得と考えて同保険の加入を継続していた。申立人も厚生年金保険に加入するか否かの意思確認は行われていたはずなので、私と同様であったのではないか。」と供述しており、当該8人について、厚生年金保険に加入することを希望した期間において同保険に加入していない者は確認できない一方で、これらの者から厚生年金保険に加入していない期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかった。

加えて、オンライン記録により、昭和59年以前に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認された者6人に照会したところ、5人から回答があり、このうち季節雇用のD作業員であったと供述する3人のうち1人は、「当時、厚生年金保険には希望者だけが加入しており、私は勤務していたすべての期間について加入を希望したので、勤務期間と同保険の加入期間は一致している。」と供述しているところ、他の二人は、いずれも「当時のことは記憶していない。」と供述しており、厚生年金保険に加入するか否かの意思確認によらずに同保険に加入した者が確認できない上、当該事業所に係る被保険者原票によれば、当該事業所における47年から59年までの毎年12月から3月までの期間の厚生年金保険被保険者数は0人から7人である一方で、60年12月23日に当該事業所で被保険者資格を取得した者は60人であることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、59年まで、季節雇用のD作業員として採用した者について、毎年、厚生年金保険に加入するか否かの意思確認を行い、加入を希望する者のみを同保険に加入させる取扱いであったところ、申立人は、49年については加入を希望したものの、各申立期間については加入を希望しなかったものと考えてのが妥当である。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無いほか、当該事業所に係る各申立期間の被保険者原票においては、いずれも申立人の氏名に該当は無く、一方、各原票において政府管掌健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、オンライン記録によると、申立人は、昭和53年12月から国民年金に加入するとともに、申立期間⑨から⑬までを含む55年4月から60年3月までの期間において、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 2 日から同年 9 月 22 日まで

申立期間はA社C事業所（現在は、D社E支店）に臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同事業所の加入記録については、ねんきん特別便に記載されていたのを確かに見た記憶があるので、間違いなく存在するはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社E支店が保管する申立人の履歴カード（人事記録）により、申立人が、申立期間においてC事業所に臨時職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の約2年後の昭和40年7月20日であり、申立期間において同保険の適用事業所に該当していた形跡が無い上、C事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同日において当該事業所の事業主であったことが確認できる者についても、生存及び所在が不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、D社E支店に照会したものの、履歴カード以外の申立期間当時の資料は廃棄済みであるため、当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、F社G支社に照会したものの、「申立人の勤務期間が確認できる人事記録以外の当時の資料は保管していない。」と回答している。

さらに、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚の氏名を記

憶していないことから、これらの者から申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、C事業所の被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年7月20日から同年12月までに当該事業所で同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認された者3人に照会したところ、回答があった一人は、「C事業所に勤務していた期間を具体的に記憶していない。」と供述しており、申立期間において当該事業所に勤務しながら、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、申立人は、「申立期間のC事業所に係る厚生年金保険の加入記録については、ねんきん特別便に記載されていた。」と主張するが、申立人は当該ねんきん特別便を紛失したとしている上、ねんきん特別便の記載内容はオンライン記録に基づき作成されるものであるところ、同記録によれば、ねんきん特別便の記載の根拠となる申立人の被保険者記録において、当該事業所に係る加入期間は該当が無いことが確認できることから、当該主張は不自然である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月から 20 年 7 月まで

昭和 18 年 9 月に軍事教育を受けたが、戦地に行く予定が急きょ変更になり、同年 10 月 10 日 A 市にある「B 社 A 事業所 C 部」に配属になった。作業は、D 業務であり、昭和 20 年 7 月まで勤務した。この間、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、B 社 A 事業所で E 作業員として勤務していた。」と供述しているものの、同社は、オンライン記録により昭和 57 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社を承継する F 社に照会したところ、「申立期間当時の関係書類が無く、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の加入が確認でき、所在も確認できた 4 人に照会したところ、3 人から回答があったが、いずれも「申立人のことは分からないが、私は E 作業員ではなく正規に採用された。」と供述し、そのうちの一人は「E 作業員が厚生年金保険に加入していたかどうかははっきり覚えていないが、正社員のみが加入していたのではないかと供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和 17 年 2 月 1 日から 23 年 10 月 28 日まで）に、申立人の氏名は確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 昭和22年4月1日から40年5月1日まで
昭和22年4月1日から40年5月1日までA社に勤めていたが、同社に勤めていた期間について厚生年金保険の加入記録が無い。
従業員を雇うからには、会社は社会保険に加入していたと思うので、A社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述、申立人が記憶しているA社の事業主の名前及び所在地が商業登記簿謄本の記載内容と一致することから判断すると、期間の特定はできないが、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち、個人が特定できた同僚4人について、オンライン記録では、当該事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない上、所在が確認できた二人に照会したところ、一人は「勤務していた当時、従業員は私と申立人の二人しかおらず、個人経営の事業所であったこともあり、厚生年金保険の適用事業所にはならないと事業主から聞いたことがある。」と供述しており、残る一人も「申立人と一緒に勤務した記憶はなく、申立人のことは知らない。」と供述している。

さらに、申立人に係るオンライン記録によると、申立人は、i) 昭和36年4月1日から40年5月1日までの期間は国民年金に加入していること、ii) 37年4月1日から38年4月1日までの期間及び39年4月1日から40年5月

1日までの期間については国民年金の保険料免除期間であることが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和7年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和27年10月11日から同年10月31日まで

A社（現在は、B社）に昭和27年4月から7か月間勤務していた。社会保険事務所（当時）の記録では、27年10月10日に厚生年金保険の被保険者資格喪失になっているが、同年10月分の給与は1か月分支給されており、同月に支払われた給与から同月分の厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る人事記録（写し）によると、申立人は、同社に昭和27年4月28日から勤務し、同年10月10日に依願解雇となっていることが確認できる。

また、B社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（写し）の被保険者資格喪失年月日は昭和27年10月11日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は「大学受験のため、A社を昭和27年10月半ばで退職したが、同社では、月半ばでの退職でも給与は1か月分支給され、同月に支払われた給与から同月分の厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しているものの、B社では、「申立期間当時の厚生年金保険料の控除方法は不明であるが、現在は当月の給与から前月分の厚生年金保険料を控除している。」と回答している。

加えて、オンライン記録から申立期間当時に当該事業所で厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた9人に照会したところ、回答があった6人のうち4人は、厚生年金保険料の控除月は不明としているが、二人は、「保険料の控除は翌月控除であった。」と供述しており、当該事業所が、月半ばで退

職した者について、被保険者資格喪失日の属する月の厚生年金保険料を給与から控除することは考え難く、申立人が供述している昭和27年10月分の給与から控除された厚生年金保険料は同月分ではなく、前月分の9月分であったと考えられる。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 7 日から 48 年 10 月 27 日まで

A社が経営するB事業所に昭和 48 年 10 月 27 日まで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社が経営するB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、申立期間のうちの昭和 43 年 10 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、同社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間のうち同年10月10日以降の期間に係る厚生年金保険料の控除について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「私が勤務したのは、昭和 46 年ごろからであるが、A社は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているほか、オンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた昭和 43 年 9 月まで被保険者記録のある 6 人のうち、所在の判明した 3 人に照会したところ、全員から回答があり、全員が、「同社には、被保険者資格喪失後も勤務していたが、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明である。」と供述しており、そのうち、支店で勤務していたとする同僚は、「同社は、昭和 43 年に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった。」と供述している。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

A社に平成 9 年 4 月 21 日から 11 年 9 月 20 日まで勤務していたが申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が提出したA社の在籍証明書（写し）から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社では、「給与からの厚生年金保険料の控除方法は当月控除であり、平成 9 年 4 月分の申立人の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答しており、同社が提出した同年 5 月から 11 年 9 月までの給与明細書（写し）からもこのことが確認できるとともに、同明細書では、1 か月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料が控除されている形跡は認められず、申立人も「2 か月分の厚生年金保険料が 1 度に控除されたことはない。」と供述している。

また、申立人がA社に勤務する前の平成 9 年 3 月 31 日まで勤務していたB社は、「給与からの厚生年金保険料の控除方法は翌月控除である。」と回答しており、申立人が提出したB社に係る同年 3 月及び同年 4 月支給の給与明細書から、同社においても同年 4 月分の厚生年金保険料が控除された事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。